

デイサービスセンターふるさと 利用料金詳細

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（御負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

◎通所介護料金表 大規模型 I (1日)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3時間以上 4時間未満	単位数 (356)	単位数 (407)	単位数 (460)	単位数 (511)	単位数 (565)
	1割 375円	1割 428円	1割 484円	1割 538円	1割 595円
	2割 750円	2割 857円	2割 969円	2割 1077円	2割 1191円
	3割 1125円	3割 1286円	3割 1454円	3割 1615円	3割 1786円
4時間以上 5時間未満	単位数 (374)	単位数 (428)	単位数 (484)	単位数 (538)	単位数 (594)
	1割 394円	1割 451円	1割 510円	1割 567円	1割 626円
	2割 788円	2割 902円	2割 1020円	2割 1134円	2割 1252円
	3割 1182円	3割 1353円	3割 1530円	3割 1701円	3割 1878円
5時間以上 6時間未満	単位数 (541)	単位数 (640)	単位数 (739)	単位数 (836)	単位数 (935)
	1割 570円	1割 674円	1割 778円	1割 881円	1割 985円
	2割 1140円	2割 1349円	2割 1557円	2割 1762円	2割 1970円
	3割 1710円	3割 2023円	3割 2336円	3割 2643円	3割 2956円
6時間以上 7時間未満	単位数 (561)	単位数 (664)	単位数 (766)	単位数 (867)	単位数 (969)
	1割 591円	1割 699円	1割 807円	1割 913円	1割 1021円
	2割 1182円	2割 1399円	2割 1614円	2割 1827円	2割 2042円
	3割 1773円	3割 2099円	3割 2422円	3割 2741円	3割 3063円
7時間以上 8時間未満	単位数 (626)	単位数 (740)	単位数 (857)	単位数 (975)	単位数 (1092)
	1割 659円	1割 779円	1割 903円	1割 1027円	1割 1150円
	2割 1319円	2割 1559円	2割 1806円	2割 2055円	2割 2301円
	3割 1979円	3割 2339円	3割 2709円	3割 3082円	3割 3452円
8時間以上 9時間未満	単位数 (644)	単位数 (761)	単位数 (881)	単位数 (1002)	単位数 (1122)
	1割 678円	1割 802円	1割 928円	1割 1056円	1割 1182円
	2割 1357円	2割 1604円	2割 1857円	2割 2112円	2割 2365円
	3割 2036円	3割 2406円	3割 2785円	3割 3168円	3割 3547円

*新型コロナウイルス感染症への対応として、要介護度に応じて以下の料金を基本単位数に上乘せしお支払いいただきます。（※令和3年4月から9月間上乘せ分）

上記基本単位数（+1/1000）

*感染症、災害を理由とし、一定以上利用者数が減じている場合、要介護度に応じて以下の料金を基本単位数に上乘せしお支払いいただきます。（※令和3年4月から9月間上乘せ分）

上記基本単位数（3%加算）

*居宅サービス計画に基づいて、入浴サービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

入浴介助加算 I 1日 42円（※2割負担 84円）
（※3割負担 126円）

入浴介助加算 II 1日 57円（※2割負担 115円）
（※3割負担 173円）

* 居宅サービス計画に基づいて、個別機能訓練サービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	1日	59円	（※2 割負担 118円） （※3 割負担 177円）
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	1日	89円	（※2 割負担 179円） （※3 割負担 268円）
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月	21円	（※2 割負担 42円） （※3 割負担 63円）

* 居宅サービス計画に基づいて、若年性認知症ケアサービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

若年性認知症利用者受入加算	1日	63円	（※2 割負担 126円） （※3 割負担 189円）
---------------	----	-----	--------------------------------

* 居宅サービス計画に基づいて、栄養マネジメントサービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

栄養アセスメント加算	1月	52円	（※2 割負担 105円） （※3 割負担 158円）
------------	----	-----	--------------------------------

* 居宅サービス計画に基づいて、栄養マネジメントサービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

栄養改善加算	1回	210円	（※2 割負担 421円）（月2回まで） （※3 割負担 632円）（月2回まで）
--------	----	------	--

* 居宅サービス計画に基づいて、口腔機能向上サービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	1回	21円	（※2 割負担 42円）（6月に1回） （※3 割負担 63円）（6月に1回）
口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	1回	5円	（※2 割負担 10円）（6月に1回） （※3 割負担 15円）（6月に1回）

* 居宅サービス計画に基づいて、口腔機能向上サービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

口腔機能向上加算Ⅰ	1回	158円	（※2 割負担 316円）（月2回まで） （※3 割負担 474円）（月2回まで）
口腔機能向上加算Ⅱ	1回	168円	（※2 割負担 337円）（月2回まで） （※3 割負担 505円）（月2回まで）

* 指定基準を事業所が満たした上で、ご契約者の日常生活自立度がランクⅢ以上と確認された場合、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

認知症加算	1日	63円	（※2 割負担 126円） （※3 割負担 189円）
-------	----	-----	--------------------------------

* 指定基準を事業所が満たした場合、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

中重度者ケア体制加算	1日	47円	（※2 割負担 94円） （※3 割負担 142円）
------------	----	-----	-------------------------------

*指定基準を事業所が満たした場合、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

生活相談員配置加算 1日 13円 (※2割負担 27円)
(※3割負担 41円)

*指定基準を事業所が満たした場合、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

生活機能向上連携加算Ⅰ 1月 105円 (※2割負担 210円)
(※3割負担 316円)

生活機能向上連携加算Ⅱ 1月 210円 (※2割負担 421円)
(※3割負担 632円)

(※個別機能訓練加算を算定している場合) 1月 105円 (※2割負担 210円)
(※3割負担 316円)

*指定基準を事業所が満たした場合、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

ADL維持等加算Ⅰ 1月 31円 (※2割負担 63円)
(※3割負担 94円)

ADL維持等加算Ⅱ 1月 63円 (※2割負担 126円)
(※3割負担 189円)

ADL維持等加算Ⅲ 1日 3円 (※2割負担 6円)
(※3割負担 9円)

ADL維持等加算Ⅱ 1日 6円 (※2割負担 12円)
(※3割負担 18円)

*指定基準を事業所が満たした場合、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

科学的介護推進体制加算 1月 42円 (※2割負担 84円)
(※3割負担 126円)

*指定基準を事業所が満たした場合、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

サービス提供体制強化加算Ⅰ 1日 23円 (※2割負担 46円)
(※3割負担 69円)

サービス提供体制強化加算Ⅱ 1日 18円 (※2割負担 37円)
(※3割負担 56円)

サービス提供体制強化加算Ⅰ2 1日 12円 (※2割負担 25円)
(※3割負担 37円)

サービス提供体制強化加算Ⅲ 1日 6円 (※2割負担 12円)
(※3割負担 18円)

◎日常生活総合支援事業介護料金表（1月あたり）

	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
1割御負担額	1672円	3428円
2割御負担額	3344円	6856円
3割御負担額	5016円	10284円

※契約日が月途中の場合には、日割りでの算定請求とする。

*新型コロナウイルス感染症への対応として、要介護度に応じて以下の料金を基本単位数に上乘せしお支払いいただきます。(※令和3年4月から9月間上乘せ分)

上記基本単位数 (+1/1000)

*日常生活総合支援事業サービス計画に基づいて、生活機能向上グループ活動サービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

生活機能向上グループ活動加算 1月 100円 (※2割負担 200円)
(※3割負担 300円)

*指定基準を事業所が満たした場合、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

サービス提供体制強化加算Ⅰ1 1月 88円 (※2割負担 176円)
(※3割負担 264円)
サービス提供体制強化加算Ⅰ2 1月 176円 (※2割負担 352円)
(※3割負担 528円)
サービス提供体制強化加算Ⅱ1 1月 72円 (※2割負担 144円)
(※3割負担 216円)
サービス提供体制強化加算Ⅱ2 1月 144円 (※2割負担 288円)
(※3割負担 432円)
サービス提供体制強化加算Ⅰ21 1月 48円 (※2割負担 96円)
(※3割負担 144円)
サービス提供体制強化加算Ⅰ22 1月 96円 (※2割負担 192円)
(※3割負担 288円)
サービス提供体制強化加算Ⅲ1 1月 24円 (※2割負担 48円)
(※3割負担 72円)
サービス提供体制強化加算Ⅲ2 1月 48円 (※2割負担 96円)
(※3割負担 144円)

*指定基準を事業所が満たした場合、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。

科学的推進体制加算 1月 40円 (※2割負担 80円)
(※3割負担 120円)

☆ 要介護度を問わず、別途、合計単位数に1,000分の59を掛けた介護職員処遇改善加算Ⅰの料金の自己負担分(1割或いは2割、3割)を頂きます。

☆ 要介護度を問わず、別途、合計単位数に1,000分の12(上限)を掛けた介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの料金の自己負担分(1割或いは2割、3割)を頂きます。

☆ 要介護度を問わず、別途、合計単位数に1,000分の11を掛けた介護職員等ベースアップ支援加算の料金の自己負担分(1割或いは2割、3割)を頂きます。

☆ ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、御負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆ 介護保険負担割合証により、自己負担額が2割負担或いは3割負担となる事があります。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

※ 限度額を超えた料金・実施地域以外の交通費・複写物代

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事提供に係る費用

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1日当たり **880円** (1食+おやつ)

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(2) 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、事業者申し出て下さい。

- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
 - ・利用予定日の前々日までに申し出があった場合は無料。
 - ・利用予定日の前日に申し出があった場合は当日の利用料金の50パーセント。
 - ・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合は当日の利用料金の全額。
- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50パーセントもしくは全額となります。